

議案第65号

県道の路線の変更（鳥取福部線）について

次のとおり県道の路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第7条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線 番号	変更前 後の別	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地	摘 要
43	変更前	鳥取福部線	鳥取市東品治町	鳥取市福部町細川		
	変更後	鳥取福部線	鳥取市東品治町	鳥取市福部町湯山		